

○石川県警察拳銃訓練要綱の全部改正について

〔平成25年2月1日
人育甲達第20号
警察本部長から部課署長あて〕

改正 平成28年4月27日人育甲達第60号

(概要)

本通達は、警察官に、拳銃の取扱いに習熟して、安全的確にこれ进行操作し、適正かつ効果的に使用することができる技能を体得させるため、その訓練要綱を定めたものである。

拳銃訓練要綱の概要は、

- 訓練推進体制
- 訓練内容（基礎訓練、射撃訓練）
- 訓練計画
- 訓練実施上の留意事項

等である。